

# 子育て世帯・住民税非課税者向けに プレミアム付商品券を販売します

10月から消費税率が10%に引き上げられることによる、消費に与える影響の緩和と地域における消費を喚起するため、子育て世帯・住民税が非課税の町民向けのプレミアム付商品券を販売します。



## ●購入できる人

町内に住所を有し、次の①または②に該当する人

① 2016年4月2日～2019年9月30日に生まれた子が属する世帯の世帯主

② 2019年度住民税非課税者（課税基準日 2019年1月1日）

※住民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族、生活保護受給者などを除く。

## ●購入限度額

25,000円（販売額 20,000円）

※①の世帯主は該当する子の人数分まで購入できます。

※販売単位は1冊5,000円（販売額4,000円）で、5,000円ずつ数回に分けて購入することもできます。

## ●購入方法

①に該当する人には、9月下旬に購入引換券を送付しますので、期間内に町内の商品券販売場所で購入してください。

②に該当するとと思われる人には、7月中旬に購入引換券交付申請書を送付しますので、12月27日(金)までに福祉課へ提出してください。申請書の審査後に購入引換券を送付しますので、期間内に町内の販売場所で購入してください。(対象と思われる人で購入引換券交付申請書が届かない人は、福祉課にお問い合わせください)

## ●販売場所

購入引換券に同封する案内チラシでお知らせする予定

## ●販売期間（予定）

9月30日(月)～2020年2月29日(土)

※商品券の利用可能期間は、10月1日(火)～2020年3月15日(日)

## ●商品券取扱店

商品券購入の際に配布するチラシをご覧ください。

### ご確認ください

■お住まいの住所を登録されていますか？

→書類は住民票所在地に送付します。未登録の人は、住民票の登録手続きをしてください。

■課税申告は済んでいますか？

→平成30年分の住民税の申告に基づき、対象者かどうかを判断します。

収入のない人でも住民税の申告をしていないと対象となりません。未申告の人は、役場税務課で住民税の申告をしてください。

※16歳以上で収入・所得がない人も申告が必要です。

### ご注意ください

プレミアム付商品券事業を行うに当たり、内閣府や役場が次のことを行なうことは絶対にありません。

「特殊詐欺」や「個人情報搾取」にご注意ください。

■商品券を販売するために、手数料などの振込を求めること。

■ATM（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすること。

■世帯構成などの個人情報を電話で問い合わせること。

